

主な指摘事項【居宅介護・重度訪問介護・同行援護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
人員	従業員の員数	指定障害福祉サービスの事業と、それ以外の事業に係る従事時間を区別したうえで、従業員の員数が常勤換算方法で2.5以上となるように人員体制を整備すること。 サービス提供責任者については、常勤専従の従業員のうち事業の規模に応じて1人以上の者を当該職種として配置すること。	1件
運営	内容及び手続の説明及び同意	事業所において整備している重要事項説明書及び契約書について、介護保険法に基づく指定訪問介護事業に関する内容が混在していたため、指定障害福祉サービスに関する事業の内容とすること。	1件
運営	契約支給量の報告等	利用に係る契約をした時及び契約内容に変更が生じた時は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること（契約内容報告書の提出）。	1件
運営	サービスの提供の記録	サービス提供実績記録票を作成し、内容について、提供日ごとに保護者等から自署または押印を受けること。	1件
運営	利用者負担額等の受領	指定居宅介護事業者は、利用者から指定サービス等の提供に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、利用者等に対し交付すること。	1件
運営	介護給付費の額に係る通知等	法定代理受領により市町村から指定サービスの提供に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し当該介護給付費の額を通知すること。	1件
運営	居宅介護計画の作成	サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成すること。 サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に対し、作成した居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付すること。 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うこと。	1件
運営	管理者の責務	指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行い、従業員に対し指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	1件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について記載し、当該記載に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①人格尊重、秘密の保持に関する事項 ②暴力団等の影響の排除 ③運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表 ④事故発生の防止及び発生時の対応 ⑤身体拘束の禁止と虐待防止に関する研修の実施 ⑥非常災害への備え	1件
運営	勤務体制の確保等	従業員の勤怠管理について、月ごとの勤務表（出勤簿等）を作成し、その勤怠実績を明らかにすること。 従業員について、雇用契約書又は辞令書等において、勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、兼務の状況及び勤務場所を明記するなどして、その勤務体制を明確にすること。 従業員の資質の向上及び計画的な育成のために、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管すること。 従業員に研修を実施した際には、受講者から受講報告書を徴し、研修の効果を検証したうえで実施に係る記録と併せて保管すること。	1件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	身体拘束等の禁止	<p>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ、かつその記録を作成し保管すること。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	1件
運営	秘密保持等	<p>従業者及び管理者が、在職中のみならず退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じること（秘密保持誓約書の徴取など）。</p>	1件
運営	虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じ、かつその記録を作成し保管すること。</p> <p>①当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>②当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>③上記①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	1件
運営	記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。</p> <p>指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する以下の諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存すること。</p> <p>①サービスの提供の記録</p> <p>②居宅介護計画</p> <p>③身体拘束等の記録</p> <p>④苦情の内容等に係る記録</p> <p>⑤事故発生及びその処置等に係る記録</p> <p>⑥支給決定障害者等に関する市町村への通知に係る記録</p>	1件
運営	運営基準：身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修	<p>すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施しその記録を保管すること。</p> <p>身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を実施した際には、すべての従業者から受講報告書を徴し、研修の効果を検証したうえで実施に係る記録と併せて保管すること。</p>	1件